

平成 18 年 No.21

国立大学法人東京学芸大学文書処理規則等の一部を改正する規則

改正理由

専門員の廃止に伴い，所要の改正を行うものである。

なお，専門員廃止に伴う必然的な改正なので，事務協議会には諮らずに，決裁により処理する。

国立大学法人東京学芸大学文書処理規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成18年 3 月31日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

次に掲げる規則の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

平成18年規則第11号

- (1) 国立大学法人東京学芸大学文書処理規則（昭和52年規則第 8 号）
- (2) 東京学芸大学事務協議会規則（昭和 39 年規則第 4 号）

国立大学法人東京学芸大学学内文書処理要項の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成18年 3 月31日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

国立大学法人東京学芸大学学内文書処理要項の一部を改正する要項

国立大学法人東京学芸大学学内文書処理要項（昭和 51 年 1 月 10 日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学文書処理規則の一部改正について

改正理由：専門員の廃止に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正												現 行																			
〔省略〕												〔省略〕																			
様式第3												様式第3																			
東京学芸大学原議書												東京学芸大学原議書																			
完 結		平 成		年		月		日		(発 送 種 別)		東 学 芸 第		号		平 成		年		月		日									
発 送		平 成		年		月		日		普通・書留・速達・小包 使 送 ・ 部 内 通 知		平 成		年		月		日		平 成		年		月		日					
照 合		平 成		年		月		日		(添付物及び施行注意)		決 裁		平 成		年		月		日		決 裁		平 成		年		月		日	
浄 書		平 成		年		月		日						起 案		平 成		年		月		日		起 案		平 成		年		月	
情 報 公 開 区 分				公開・非公開 (秘・部外秘) (平成 年 月 日まで)																											
文 書 保 存 期 間				永年 30年 10年 5年 3年 1年																											
(収受文書発信年月日)										(収受文書記号番号)																					
平成 年 月 日										第 号																					
(受信者)										(発信者)																					
(件 名)																															
上記のことについて別紙のとおり										してよろしいか伺います。 します。																					
学 長		理 事 (教 育 等 担 当)		理 事 (研 究 等 担 当)		理 事 (総 務 等 担 当)		理 事 (経営戦略等担当)		監 事		監 事		学 長		理 事 (教 育 等 担 当)		理 事 (研 究 等 担 当)		理 事 (総 務 等 担 当)		理 事 (経営戦略等担当)		監 事		監 事					
部 局 長		部 長		課 長		主 幹		補 佐		係 長 専 門 職 員		起 案		部 局 長		部 長		課 長		主 幹		補 佐		専 門 員		係 長 専 門 職 員		起 案			
												課 係 内()																課 係 内()			
(合 議)												(合 議)																			
〔省略〕												〔省略〕																			
附 則												〔省略〕																			
この規則は、平成18年4月1日から施行する。																															

東京学芸大学事務協議会規則の一部改正について

改正理由：専門員の廃止に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （組織） 第3条 本会は，次の各号に定める者をもって組織する。 （1）事務局長 （2）部長 （3）課長 （4）主幹 （5）課長補佐 （会議） 第4条 本会が開催する会議（以下「会議」という。）は，前条第1号から第4号までに定める者をもって行う。 2 会議には，必要に応じて<u>課長補佐等</u>を出席させ，意見を聴くことができる。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規則は，平成18年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 （組織） 第3条 本会は，次の各号に定める者をもって組織する。 （1）事務局長 （2）部長 （3）課長 （4）主幹 （5）課長補佐 <u>（6）専門員</u> （会議） 第4条 本会が開催する会議（以下「会議」という。）は，前条第1号から第4号までに定める者をもって行う。 2 会議には，必要に応じて<u>課長補佐及び専門員等</u>を出席させ，意見を聴くことができる。 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学学内文書処理要項の一部改正について

改正理由：専門員の廃止に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正										現 行										
[省略] (様式1) 学 内 文 書 処 理 票 東学芸 第 号										[省略] (様式1) 学 内 文 書 処 理 票 東学芸 第 号										
(件 名)										(件 名)										
標記のことに ついて 伺 (次のとおり してよいか) 供関 (別紙のとおり)	学 長	理 事 (教育等担当)	理 事 (研究等担当)	理 事 (総務等担当)	理 事 (経営戦略等担当)	監 事	監 事			標記のことに ついて 伺 (次のとおり してよいか) 供関 (別紙のとおり)	学 長	理 事 (教育等担当)	理 事 (研究等担当)	理 事 (総務等担当)	理 事 (経営戦略等担当)	監 事	監 事			
	部 局 長	部 長	課 長	主 幹	補 佐	係 長・ 専門職員	起 案 者				部 局 長	部 長	課 長	主 幹	補 佐	専門員	係 長・ 専門職員	起 案 者		
	(合議)					年 月 日 決裁					(合議)					年 月 日 決裁				
					年 月 日 起案										年 月 日 起案					
標記のことに ついて 別紙のとおり、 通知・報告・提出・送付・照会 ・依頼 (要回答 月 日まで) 回答・推薦 します。	(備考)									標記のことに ついて 別紙のとおり、 通知・報告・提出・送付・照会 ・依頼 (要回答 月 日まで) 回答・推薦 します。	(備考)									
(送付先)			(発信者)						整 理 番 号	(送付先)			(発信者)						整 理 番 号	
			(発 送) 年 月 日										(発 送) 年 月 日							
			課 室 係 () 印										課 室 係 () 印							
標記のことに ついて 伺 (次のとおり してよいか) 供関 (別紙のとおり)	学 長	理 事 (教育等担当)	理 事 (研究等担当)	理 事 (総務等担当)	理 事 (経営戦略等担当)	監 事	監 事			標記のことに ついて 伺 (次のとおり してよいか) 供関 (別紙のとおり)	学 長	理 事 (教育等担当)	理 事 (研究等担当)	理 事 (総務等担当)	理 事 (経営戦略等担当)	監 事	監 事			
	部 局 長	部 長	課 長	主 幹	補 佐	係 長・ 専門職員	起 案 者				部 局 長	部 長	課 長	主 幹	補 佐	専門員	係 長・ 専門職員	起 案 者		
	(合議)					年 月 日 決裁					(合議)					年 月 日 決裁				
					年 月 日 起案										年 月 日 起案					

〔省略〕

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

〔省略〕